

大田区基本計画懇談会 公募委員募集要項

1 大田区基本計画懇談会について

「大田区基本計画懇談会条例」第1条の規定に基づき、区長の附属機関として「大田区基本計画懇談会」を設置します。

懇談会の組織については、次のとおりです。

【大田区基本計画懇談会の組織等】

- (1) 構成・・・委員は区民、区の区域内の公共的団体の代表者、学識経験者及び有識者、区議会議員により構成（33人以内）
- (2) 任期・・・委嘱をした日から令和7年3月31日まで
- (3) 議題・・・新たな将来像を実現するための政策体系や具体的な事業に関すること 等

公募委員には、区民の立場から大田区の新たな将来像を実現するための政策体系や具体的な事業に関すること等に関して意見を述べていただきたいと考えています。つきましては、下記のとおり、広く区民の皆様から委員を募集します。

2 募集人数

4人以内

3 応募資格

次の要件のいずれにも該当している方

- (1) 区内在住・在勤・在学で、区政に関心のある18歳以上の方（令和6年4月1日現在）
- (2) 平日に開催する会議に出席できる方
- (3) 国または地方公共団体の職員及び議員ではない方
- (4) 政治・宗教・営利活動を出席の目的としていない方

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 公募委員申込書（別紙）
- ② 課題作文（400～800字程度、様式自由）

テーマ：「新たな大田区基本構想を実現するために必要なこと」

※新たな大田区基本構想は、令和6年3月22日（金）以降に公表予定です。

(2) 提出先

下記提出先及び問合せ先宛てに提出願います。

(3) 提出期限

令和6年4月17日(水) 必着 (郵送または持参)

5 選考方法

課題作文の審査及び面接審査（面接審査の対象者は、作文審査の結果に基づき決定します。）を行い、公募委員選考会において決定します。

※面接審査は令和6年4月25日(木)・26日(金)を予定しております。

6 選考結果

令和6年4月下旬～5月上旬頃、本人宛てに通知します。

7 任期

委嘱の日から令和7年3月31日まで

※任期中、公募委員の皆様にご出席いただく懇談会及び専門部会（懇談会の下に設置し、分野ごとに詳細な検討を行う会議体）は、計6回程度開催する予定です。

8 その他

(1) 大田区基本計画懇談会委員として大田区長が委嘱します。

(2) 会議の出席に伴い、規定に基づく報酬をお支払いします。

(3) ご提出いただいた書類については、委員選考以外の目的には使用しません。

また、提出後の書類の返却はいたしません。

【提出先及び問合せ先】

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区 企画経営部 企画課 政策・企画担当（計画）

«本庁舎5階北側 14番窓口»

電話 5744-1735 FAX 5744-1502